

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において、本委員会は17回開会され、付託された法律案は内閣提出10件であり、すべて可決された。

また、本委員会付託の請願5種類141件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

内閣提出10件中、参議院先議は次の3件であった。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案は、国家公務員について介護補償の制度が設けられることにかんがみ、海上保安官に協力援助した者等の災害給付制度に介護給付を創設し、これらの者に対する給付の充実を図ろうとするものである。

委員会においては、介護給付の対象者数及び給付水準、救難所員の身分保障等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、海上人命安全条約、海洋汚染防止条約、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約の改正を受け、我が国の港に入港する外国船舶について、従来の構造・設備面中心の監督に加え、船員の能力等をチェックするソフト面の監督を新たに実施するとともに、我が国の旅客船の乗組員に教育訓練を義務づける等所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、外国船舶の監督の充実強化、海洋汚染防止対策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、近年における港湾整備事業の実施の動向を踏まえ、国際経済交流の円滑化、防災機能の向上、快適な国民生活の実現等の港湾を取り巻く緊要な課題に的確に対応することができるように、新たに平成8年度を初年度とする港湾整備5箇年計画を策定しようとするものである。

委員会では、法律の目的を改正した背景と意義、大水深コンテナターミナルの整備のあり方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

次は、いわゆる航空3法と称されたものであるが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案は、関西国際空港において2本目の滑走路等を整備する2期事業のうち、資本費負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣の指定する者が行う上下主体分離方式によることを法律上位置づけ、これによ

り2期事業の推進を図ろうとするものである。

航空法の一部を改正する法律案は、航空機検査について民間事業者または外国が行う検査等により耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大するとともに、航空機の発動機の排出物の規制の導入等について所要の措置を講じようとするものである。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案は、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員の任期及び財務内容の公開について所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、3法律案を一括して審査し、2期事業を上下主体分離方式で推進する理由、新東京国際空港の今後の整備見通し、航空機の安全性の確保等について質疑を行った。質疑を終局し、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案はともに討論の後、いずれも多数をもって可決され、次に新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、最近における踏切事故の発生状況や改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成8年度以降の5箇年間に於いて踏切道の改良を促進しようとするものである。

委員会においては、公共投資基本計画における踏切道改良事業の位置付け、都市部におけるあかすの踏切問題への対応等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案は、近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより、自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進しようとするものである。

委員会では、自動車ターミナル事業の規制緩和による具体的効果、自動車ターミナルの整備促進と安全性の確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案は、商業的造船業における正常な競争条件に関する協定（OECD造船協定）の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置を講じようとするものである。

同協定は、94年12月、日本、米国、欧州共同体、韓国及びノルウェー等により、造船業に対する各国の公的助成及び船舶のダンピング建造契約を律する

ため採択されたものであり、既に欧州共同体、韓国及びノールウェーは批准書を寄託しており、我が国は96年6月15日までに批准書を寄託すべく手続きを進めることが要請されていたものである。

委員会においては、OECD造船協定の具体的な実施方策、ダンピング調査の情報収集体制、世界の造船業の現状等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

海上運送法の一部を改正する法律案は、最近における国際海上輸送に使用される日本船舶の急激な減少にかんがみ、便宜置籍国の政情等に左右される危険性の回避、船舶の運航管理に関するノウハウの維持及び発展等の観点から、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、一定の日本船舶の海外への譲渡又は貸渡しについて、中止等を勧告できることとする等の改正を行おうとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、日本船舶が減少している事態の認識、日本船舶の海外流出防止の必要性、国際船舶関連の税制上の優遇措置、国際船舶制度に関する総合的特別立法の必要性等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、日本船舶の海外への譲渡及び貸渡しの許可制を事前届出制に改める理由、日本籍船・日本人船員確保の必要性と規模、国際船舶制度の拡充に向けての今後の取組み等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、2項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、亀井運輸大臣から所信を、北沢運輸政務次官から平成8年度運輸省関係予算について説明を聴取し、2月22日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

鉄道トンネルの安全性確保、竹島問題についての海上保安庁の対応、国内航空に導入された新運賃制度についての運輸省の認識、JR北海道・四国・九州及び貨物の今後の経営見通し、国鉄長期債務の処理問題、空港整備の基本的な考え方、造船業の現状と今後の見通し、海上コンテナの埠頭における荷捌き、鉄道駅における下りエスカレーターの設置、沖縄における進入管制業務の米軍からの移管、核燃料物質の陸上輸送問題等が取り上げられた。

5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度運輸省関係予算の審査を行い、空港整備特別会計における借入金や着陸料等財源構成の在り方、テクノスーパーライナー事業化の課題、国鉄清算事業団の土地及びJR株式の売却状況と今後の対応、中小私鉄の近代化補助制度の拡充、運輸関連高齢者・障害者対策等について質疑を行った。

6月13日、福岡空港におけるガルーダ航空機事故について亀井運輸大臣から報告を聴取した。

また、2月6日、東京湾の海上安全対策及び横浜港の整備状況等の実情調査のため、東京港、横浜海上防災基地及び横浜港を視察した。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

○平成8年2月20日(火) (第2回)

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成8年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成8年2月22日(木) (第3回)

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣、政府委員、建設省、科学技術庁、国土庁及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日(金) (第4回)

- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び水産庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第29号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年3月28日(木) (第5回)

- 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁、建設省及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年4月9日(火) (第6回)

- 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

以上両案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月11日（木）（第7回）

- 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）について亀井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第18号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

- 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第71号）について亀井運輸大臣、政府委員、労働省及び総理府当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第71号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社
反対会派 共産

○平成8年4月18日（木）（第8回）

- 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年4月26日（金）（第9回）

- 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上3案について亀井運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第49号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ
反対会派 共産、新社

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第51号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ

反対会派 共産、新社

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年5月7日（火）（第10回）

○平成8年度一般会計予算（衆議院送付）

平成8年度特別会計予算（衆議院送付）

平成8年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（運輸省所管）について亀井運輸大臣、政府委員、運輸省、警察庁、労働省、建設省、外務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成8年5月16日（木）（第11回）

○自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月21日（火）（第12回）

○自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員、資源エネルギー庁、公正取引委員会、労働省及び建設省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第60号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社
反対会派 共産

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月23日（木）（第13回）

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年6月4日（火）（第14回）

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、平成、社民、共産、参フ、新社
反対会派 なし

○平成8年6月11日（火）（第15回）

- 海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年6月13日（木）（第16回）

- 海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員、自治省、建設省、水産庁、外務省、防衛庁、農林水産省、大蔵省、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第52号） 賛成会派 自民、平成、社民、参フ、新社

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 福岡空港におけるガルーダ航空機事故について亀井運輸大臣から報告を聴いた。

○平成8年6月18日（火）（第17回）

- 請願第14号外140件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成立議案の要旨

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要 旨】

踏切道改良促進法は、交通事故防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和36年に制定され、同法に基づいて踏切道の立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきたが、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和41年度以降6次にわたる延長が行われてきた。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況、改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、踏切道の改良措置を講ずる期間を平成8年度以降更に5箇年延長しようとするものである。

船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLA

S条約)、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(S T C W条約)及び1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約(M A R P O L条約)のそれぞれの附属書の改正に伴い、我が国の港に入港する外国船舶について、これまでの構造・設備面中心の監督に加え、船員の能力等を検査するソフト面の監督を新たに実施するとともに、我が国の旅客船の乗組員に教育訓練を義務付ける等所要の改正を行い、海上における一層の安全確保及び環境保全を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 船員法の改正

- (1) 航海当直部員及びタンカーにおける危険物等取扱責任者については、船員手帳への証印により資格証明を行うこととし、あわせてこれらの資格者が法令違反をした場合には、その船員手帳の提出を命じ証印を抹消することにより当該資格の取消しができることとする。
- (2) 船舶所有者は、旅客船には、旅客の避難等に関する教育訓練を修了していない乗組員を乗り組ませるはならないこととする。
- (3) 船舶所有者は、一定の高速船には、船舶の特性に応じた操船等に関する教育訓練を修了していない乗組員を乗り組ませるはならないこととする。
- (4) 外国船舶の監督内容に、旗国の配乗基準に従った員数の乗組員が乗り組んでいること並びに乗組員が消防設備の操作等に必要な知識及び能力を有していることを追加する等、外国船舶の監督に関し所要の改正を行うこととする。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正

外国船舶の監督内容に、油等の取扱いに関する作業を行う乗組員がその必要な知識を有していること等を追加することとする。

3 施行期日

この法律は公布の日から施行することとする。ただし、航海当直部員等の資格証明関係の改正規定のうち、証印の手続き関係の規定については公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から、その他の規定並びに旅客船及び一定の高速船の乗組員に係る改正規定については公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)(先議)

【要 旨】

本法律案は、国家公務員について介護補償の制度が設けられることにかんが

み、海上保安官に協力援助した者等が負傷又は疾病により重度の障害を受け、そのために介護を要することとなった場合に、従来より行うこととしている傷病給付又は障害給付に加え、介護を受けている間、当該介護に対する一定の給付を行う介護給付の制度を創設し、これらの者に対する給付の充実を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付の種類に介護給付を追加する。
- 2 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要 旨】

本法律案は、今後の航空輸送需要に適切に対応するため、関西国際空港において2本目の滑走路等を整備する二期事業のうち資本費負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣の指定する者が行う「上下主体分離方式」によることを法律上位置付け、これにより二期事業の推進を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 関西国際空港の設置及び管理のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するために緊急に行う必要があると認めるものに係る空港用地は、運輸大臣が指定する者が造成を行い、関西国際空港株式会社に貸し付け、貸付けの終了後関西国際空港株式会社に譲渡する。
- 2 運輸大臣が指定する者について、関西国際空港株式会社及び地方公共団体の出資があること等の一定の要件を定めるとともに、所要の監督措置を定める。
- 3 関西国際空港株式会社及び地方公共団体は、空港用地の造成等を行うことを目的とする法人に出資することができることとし、政府は関西国際空港株式会社に対し、当該出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとする。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要 旨】

本法律案は、新東京国際空港公団と地域住民との相互理解の増進と信頼関係の確立を図り、あわせて東京一極集中の是正等に資するため、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県に移転するとともに、役員任期及び財務内容の公開について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新東京国際空港公団の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県に変更する。
- 2 新東京国際空港公団の理事及び監事の任期を4年から2年に変更する。
- 3 新東京国際空港公団の財務内容につき、附属明細書、事業報告書及び決算報告書を公団の事務所に備え置くことを義務付ける。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要 旨】

本法律案は、航空機の安全確保等に関する民間事業者の能力の向上、登録航空機数の大幅な増加、国際的相互承認の進展、環境規制における国際的取組みの進展等、航空機検査制度を取り巻く情勢変化を踏まえ、耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大し、あわせて航空機の環境規制について国際民間航空機関標準に準拠した発動機の排出物規制を導入することにより、国民負担の軽減に資する規制の簡素化・合理化や国際的な環境規制との整合化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 航空機の安全性等に係る国の証明制度において、民間事業者の能力及び輸出国の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大する。
- 2 国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠して、航空機の発動機の排出物を規制するための所要の規定を整備する。
- 3 航空機の安全性、騒音及び発動機の排出物についての国の証明を一本化する等規制の簡素化、合理化を行う。

海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要 旨】

本法律案は、最近における国際海上輸送に使用される日本船舶の急激な減少にかんがみ、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、一定の日本船舶の海外への譲渡又は貸渡しについて、中止等を勧告することができることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本船舶を一律に対象とした海外への譲渡及び貸渡しの許可制を、安定的な国際海上輸送の確保上重要な一定の日本船舶（国際船舶）を対象とする事前届出制に改めることとする。
- 2 運輸大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図る上で著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、国際船舶の譲渡及び貸渡しの届出を受理した日から20日以内に限り、その届出をした者に対し、当該譲渡又は貸渡しの中

止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとする。

- 3 運輸大臣は、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保に関する調査及び研究を行うとともに、国際船舶を所有する者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 5 地方税法について、国際船舶に対する固定資産税の課税標準の特例を規定する改正を行う。

自動車ターミナル法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、近年の旅客輸送の利便性の向上及び物流の効率化の要請に対応し、自動車ターミナル事業を免許制から許可制とすることにより事業への参入を容易にするとともに、施設の変更、料金の変更等の事業運営上の手続を簡素化することにより自動車ターミナル事業者による多様なサービスの提供を促進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車ターミナル事業に係る参入規制、使用料金規制等の見直し
 - (1) 自動車ターミナル事業の参入を免許制から許可制に改める。
 - (2) 運輸大臣は、許可の申請が安全性を含めた自動車ターミナルの最低限の機能の確保の観点から定めた一定の基準に適合していれば自動車ターミナル事業の許可をするものとし、当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであるか否か、規模が当該地区における輸送量に対して適切なものであるか否か等についての審査を廃止する。
 - (3) 自動車ターミナル事業の使用料金の設定又は変更についての認可を事前届出に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた使用料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。
 - (4) 工事施行の認可、完成検査、供用開始義務、供用約款の認可、利用規程の認可及び供用義務に関する規定を廃止する。
- 2 専用自動車ターミナル制度の見直し
専用自動車ターミナルの設置等の届出及び検査に関する規定を廃止し、専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者は、その構造及び設備が一定の基準に適合していることについて運輸大臣の確認を受ければ、その使用を開始できる。

- 3 バスターミナル設置の指示に関する規定の見直し
バスターミナル設置の指示に関する規定を廃止する。

- 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年における港湾整備事業の実施の動向を踏まえ、国際経済交流の円滑化、防災機能の向上、快適な国民生活の実現等の港湾を取り巻く重要な課題に的確に対応することができるように、新たに平成8年度を初年度とする港湾整備5箇年計画を策定しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 1 本法律の目的に、良好な港湾環境の形成を通じて周辺的生活環境の保全に資すること及び国民生活の向上に寄与することを追加すること。
- 2 港湾整備5箇年計画の初年度を平成3年度から平成8年度に改めること。
- 3 港湾整備事業の実施の目標及び量を定めるに当たっては、効率的な国際・国内海上輸送網の拠点の適正な配置等、投資の重点化を図ることができるように留意しなければならないこととすること。
- 4 この法律は、公布の日から施行することとともに、港湾整備特別会計法についてこの法律の施行に伴う規定の整備を行うこと。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案（閣法第77号）

【要 旨】

本法律案は、「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」の円滑な実施を確保するため、外国船舶製造事業者による不当廉価建造契約を防止する措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 運輸大臣及び通商産業大臣は、本邦の船舶製造事業者から求めがあった場合等において、必要と認めるときは、外国船舶製造事業者が本邦の船会社等と締結した建造契約が不当廉価建造契約であるか否かについて調査を行うこととする。
- 2 運輸大臣は、1の調査の結果、外国船舶製造事業者が本邦の船会社等と締結した建造契約が不当廉価建造契約であると認める場合には、当該外国船舶製造事業者に対し、当該不当廉価建造契約に係る船舶の正常価格と契約価格

との差額に相当する金額の国庫への納付を書面で通告することとする。

- 3 運輸大臣は、2の通告を受けた外国船舶製造事業者を、4年以内の期間を定めて、当該期間内にその者が締結した建造契約に係る船舶について、4の規定が適用される者として、告示により指定することができることとする。ただし、当該外国船舶製造事業者が不当廉価建造契約の本邦の船舶製造業に及ぼす影響を除去するための措置を講じた場合にあっては、この限りでないこととする。
- 4 運輸大臣は、3の指定を受けた外国船舶製造事業者が一定期間内に建造契約を締結した船舶について、当該対象船舶の運航者に対し、その船舶の引渡しから4年以内の期間を定めて、本邦における貨物の積込み又は取卸しの禁止を命ずることができることとする。
- 5 この法律は、「商業的造船業における正常な競争条件に関する協定」が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|--------------------|--------------------------------------|-----|---------|-----------------|--------------------|---------------|-------------------------|--------------------|---------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| ※8 | 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案 | 衆 | 8. 1.30 | 8. 3.26 (予備) | 8. 3.28 可決 | 8. 3.29 可決 | 8. 3.22 交通安全 対策特委 | 8. 3.25 可決 | 8. 3.26 可決 |
| 18 | 船員法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 | 参 | 2. 5 | 4. 4 | 4.11 可決 | 4.12 可決 | 5.30 | 6. 5 可決 | 6. 6 可決 |
| 29 | 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案 | 〃 | 2. 7 | 3.21 | 3.22 可決 | 3.22 可決 | 3.22 | 3.25 可決 | 3.26 可決 |
| ※49 | 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案 | 衆 | 2.13 | 4.17 | 4.26 可決 | 4.26 可決 | 4. 4 | 4. 9 可決 | 4.11 可決 |
| ○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明 | | | | | | | | | |
| 50 | 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.13 | 4.17 | 4.26 可決 | 4.26 可決 | 4. 4 | 4. 9 可決 | 4.11 可決 |
| ○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明 | | | | | | | | | |
| 51 | 航空法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.13 | 4.17 | 4.26 可決 | 4.26 可決 | 4. 4 | 4. 9 可決 | 4.11 可決 |
| ○ 8. 4. 4 衆本会議趣旨説明 | | | | | | | | | |
| 52 | 海上運送法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.13 | 6. 7 | 6.13 可決 附帯決議 | 6.14 可決 | 5.28 | 6. 5 可決 附帯決議 | 6. 6 可決 |
| ○ 8. 6. 7 参本会議趣旨説明 | | | | | | | | | |
| 60 | 自動車ターミナル法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2.27 | 5.15 | 5.21 可決 | 5.22 可決 | 4.23 | 5. 8 可決 | 5. 9 可決 |
| 71 | 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 | 参 | 3. 5 | 4. 4 | 4.11 可決 | 4.12 可決 | 5.17 | 5.23 可決 | 5.24 可決 |

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|-----------------------------------|-----|---------|-----------|---------------|---------------|-----------|----------------|----------------|
| | | | | 委員会 付託 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 委員会 付託 | 委員会 議決 | 本会議 議決 |
| 77 | 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案 | 衆 | 8. 3. 8 | 8. 5. 17 | 8. 6. 4 可決 | 8. 6. 5 可決 | 8. 4. 26 | 8. 5. 14 可決 | 8. 5. 14 可決 |